

「月給制契約社員の給与に関する提案」の概要

ゆうメイト全国交流会

新会社において非正規社員のうち「月給制契約社員」の区分を設け、この「月給制契約社員」から、正規社員への登用を行うとしています。そして、新会社移行時に基本的に公社でのキャリアスタッフが「月給制契約社員」に採用するとなっています。

8月末、「月給制契約社員の給与に関する提案」が関係各労働組合に提示されましたので、その概要を報告します。

1 給与の区分

- (1) 月給制契約社員の給与は、基本賃金及び諸手当とする。
- (2) 諸手当は、通勤手当、時間外割増賃金、祝日割増賃金、深夜割増賃金、早朝・夜間割増賃金、特殊勤務手当、臨時手当及び作業能率評価手当とする。

2 基本賃金

- (1) 月給制契約社員の基本賃金は、基本月額、調整額及び地域手当の合計額とする。
- (2) 基本月額は、次表に定める支給区分ごとにそれぞれ定める基本月額欄に掲げる額とする。

支給区分		基本月額	
内務作業担当	1週間の正規の勤務時間	40時間	134,000円
		35時間	117,300円
		30時間	100,500円
外務作業担当	1週間の正規の勤務時間	40時間	213,200円
		35時間	186,600円
		30時間	159,900円

- (3) 基本月額は、毎年4月1日の雇用契約期間の更新時において、その前1年間の評価結果が良好であった場合、現に受けている基本月額に、(4)に定める額(以下「加算額」という。)を加算した額に改定する。ただし、改定後の基本月額は、(2)の基本月額に加算額4回分を加算した額を超えることはできない。
- (4) 加算額は、次表の支給区分ごとにそれぞれ定める加算額欄に掲げる額とする。

支給区分		加算額	
内務作業担当	1週間の正規の勤務時間	40時間	2,700円
		35時間	2,300円
		30時間	2,000円
外務作業担当	1週間の正規の勤務時間	40時間	4,300円
		35時間	3,700円
		30時間	3,200円

- (5) 調整額は、深夜業務調整額とし、支店において深夜帯勤務を専門に行う者に対し、次表の支給区分ごとにそれぞれ定める支給月額欄に掲げる額を支給する。

支給区分		支給月額	
A区分	1週間の正規の勤務時間	40時間	13,200円
		35時間	11,600円
		30時間	9,900円
B区分 (A区分以外の支店)	1週間の正規の勤務時間	40時間	6,600円
		35時間	5,800円
		30時間	5,000円

(6) 地域手当は、別表第1に掲げる地域及び別表第2に掲げる勤務場所に勤務する者に対し支給する。（「別表」については「別紙」）

ア 地域手当の月額は、基本月額及び調整額の合計額に別表第1における地域の区分及び別表第2における勤務場所の区分に応じて定める支給割合を乗じて得た額（その額に5円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときはこれを10円に切り上げた額）とする。

イ 異動した場合の地域手当の取扱いについては、正社員に対する調整手当の取扱いの例による。

3 通勤費 正社員と同様。

4 時間外割増賃金

※1時間分の賃金の計算方法 ⇒
$$\frac{\text{基本賃金額} \times 1.2}{1 \text{ 週間の正規の勤務時間} \times 5.2}$$

8時間を超える場合に上記の計算による時間賃金の100分の125。

※なお、1週間に40時間を超える場合もその超えた時間は割増賃金。

※週休日若しくは非番日又は祝日における時間外勤務した時間に係る勤務

⇒ 100分の135を支給。

5 祝日割増賃金 ⇒ 100分の135

6 深夜割増賃金 ⇒ 午後10時から翌日の5時までの勤務した場合に支給。

※基本は100分の30割増しで、「特に必要と認められる場合」100分の50までの範囲で所属長が決める。

7 早朝・夜間割増賃金 ⇒ 始業時刻 5:00以後 7:00以前
終業時刻 21:00以後 22:00以前

ア、始業時刻 6:00前 → 500円

イ、ア以外で、かつ、始業時刻が 6:30以前 → 300円

ウ、ア及びイ以外で、かつ、始業時刻が 7:00以前 → 200円

エ、終業時刻が 21:00以後 → 200円

(2) 月給制契約社員が、正規の勤務時間として新夜勤の勤務に従事した場合であって、1回の勤務の終業時刻から次の勤務の始業時刻までの時間が2時間以内で、かつ、それぞれの勤務における終業時刻以前及び始業時刻以後に引き続き1時間以上従事したときには、次のア及びイに掲げる場合に応じ、それぞれに定める額を支給する。

ア、夜間(22:00から翌日の6:00までの間をいう。)にわたって2回の勤務に服した場合には、当該2回の勤務1回につき、200円を新夜勤の最初の勤務日に支給する。

イ、次の勤務については、当該勤務1回につき300円を新夜勤の最初の勤務日に支給する。

①最初の勤務の終業時刻が5:00以前で、当該勤務の次の勤務の始業時刻が6:00以後となる勤務。

②最初の勤務の終業時刻が22:00以前で、当該勤務の次の勤務の始業時刻が23:00以後となる勤務。

8 特殊勤務手当 ⇒ 正社員と同様

9 臨時手当（夏期賞与・年末賞与） ⇒ 基本賃金額×0.3×1.8

10 作業能率評価手当

- (1) 作業能率評価手当は、支店に勤務し、郵便専担業務に従事する月給制契約社員のうち、次のアからオまでのいずれにも該当する者に対して支給する。
- ア、作業能率測定が適当であると認められた者(当面の間は、時給制契約社員における、スキル評価が「A ランク(習熟度有)」かつ基礎評価がすべて「できている」に相当すると認められた者とする。)
- イ、郵便内務で区分業務(通常郵便物の区分に限る。)に従事する者又は郵便外務で専ら配達業務(通集配及び混合配達に限る。)に従事する者
- ウ、4月及び10月(以下「測定月」という。)の前月以前6か月の期間における勤務時間数の合計が840時間(深夜勤務をしている者については728時間とする。)以上の者
- エ、作業能率測定月以前6か月の期間において、郵便事故・誤配その他郵便事業に対する信用を失墜させる行為を行っていない者
- オ、作業能率測定月の翌月1日に現に期間雇用社員である者
- (2) 作業能率評価手当は、区分業務に従事する者又は配達業務に従事する者の作業能率を会社が定めるところにより測定・評価し、それぞれ基準よりも一定以上高いと認定された場合に、その作業能率の高さに応じて手当を支給する。
- (3) 作業能率評価手当の支給額は、(2)で認定された作業能率の高さに応じ、次のア又はイに定める額とする

ア 郵便内務で区分業務に従事する者

手当ランク	作業能率の高さ	支給額
レベル1	100%以上 105%未満	15,000円
レベル2	105%以上 110%未満	20,000円
レベル3	110%以上 115%未満	25,000円
レベル4	115%以上 120%未満	40,000円
レベル5	120%以上 125%未満	60,000円
レベル6	125%以上 130%未満	85,000円
レベル7	130%以上	110,000円

イ 郵便外務で配達業務に従事する者

手当ランク	作業能率の高さ	支給額
レベル1	100%以上 105%未満	20,000円
レベル2	105%以上 110%未満	25,000円
レベル3	110%以上 115%未満	35,000円
レベル4	115%以上 120%未満	55,000円
レベル5	120%以上 125%未満	80,000円
レベル6	125%以上 130%未満	110,000円
レベル7	130%以上	150,000円

※「地域手当」の支給割合については「別紙 地域手当地域指定表」を参照。

★月給制契約社員の「退職慰労金」

(1) 退職慰労金＝基礎額×勤続期間の年数に相当する数

(2) 基礎額は下記の通り

1週間の正規の勤務時間	40時間	⇒	46,000円
〃	35時間	⇒	40,000円
〃	30時間	⇒	34,000円